

《国民健康保険・国民年金の市役所への資格届出時に提出してください。》

健康保険・厚生年金保険 資格取得(喪失)連絡票

健康保険・組合の保険者名				国保・国民年金用		
健康保険・組合の保険者番号						
被保険者証の記号番号						
基礎年金番号						
住所		☐ 多治見市 ☐ 町 丁目 番地				
被 保 険 者	氏 名	生 年 月 日	性別	健保等の資格を取得した年月日		健保等の資格を喪失した年月日
		昭・平 ・	男 女	令 和 年 月 日		令 和 年 月 日 (退職日の翌日)
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	性別	続柄	被扶養者の認定日・抹消日	被保険者退職以外の時の抹消理由
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
		昭・平・令 ・	男 女		令 和 年 月 日	
上記のとおり異動がありましたので連絡します。						
所在地 令和 年 月 日 事業所 名 称 代表者 連絡電話 担当者						

お届けはお早めに！（14日以内にお届けください）

退職（健康保険任意継続被保険者になられた方は期限の満了時）・就職等により国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14日以内に届出をする必要があります。

国民健康保険被保険者で老齢（退職）年金の受給権を取得した方及びその被保険者の属する世帯主は、「年金証書」を添えて14日以内に届出をする必要があります。

国民健康保険組合の加入者はその組合への届出になります。

届出が遅れた場合でも保険料は資格を取得・喪失した時点までさかのぼります。また、医療費の全額が自己負担になる場合があります。

退職して社会保険を喪失した場合、

- ①それまで加入していた保険の任意継続被保険者制度を利用する
- ②配偶者または親などの加入している保険の被扶養者になる
- ③国民健康保険に加入する

という3つの選択肢があります。①②については保険者にお問い合わせください。

国民健康保険・国民年金の市役所・町村役場への資格届出

	こんなとき	国民健康保険	国民年金(20歳以上 60歳未満)
従業員	就職したとき	資格の喪失(社保加入) 健康保険の被保険者になったとき	種別の変更(喪失)(1号, 3号→2号) 厚生年金保険の被保険者になったとき
		国民健康保険被保険者証 健康保険被保険者証 または資格等取得(喪失)連絡票	届出は必要ありません。
	退職したとき	資格の取得(社保離脱) 健康保険の被保険者でなくなったとき	種別の変更(取得)(2号→1号, 3号) 厚生年金保険の被保険者でなくなったとき
		国民健康保険被保険者証 資格等取得(喪失)連絡票	・ 1号被保険者になるとき 年金手帳 資格等取得(喪失)連絡票 ・ 3号被保険者になるとき 配偶者の勤務する事業主への届出が必要です。
従業員の家族	従業員の被扶養者 (年金は被扶養配偶者) になったとき	資格の喪失(社保加入) 健康保険の被保険者になったとき	種別変更(1号→2号, 3号) 厚生年金加入者の被扶養者になったとき
		国民健康保険被保険者証 健康保険被保険者証 または資格等取得(喪失)連絡票	事業者への届出が必要です。
	従業員の被扶養者 (年金は被扶養配偶者) でなくなったとき。	資格の取得(社保離脱) 健康保険の被保険者でなくなったとき	種別変更 (3号→1号, 2号) 厚生年金加入者の被扶養配偶者でなくなったとき
		国民健康保険被保険者証 資格等取得(喪失)連絡票	・ 1号被保険者になるとき 年金手帳 資格等取得(喪失)連絡票 ・ 2号被保険者になるとき 届出は必要ありません。

※ 国民年金の種別変更届出

① 国民年金の被保険者の種別

第1号被保険者 (1号) …農業者, 自営業者など2号, 3号でない者

第2号被保険者 (2号) …厚生年金, 共済組合加入者

第3号被保険者 (3号) …厚生年金, 共済組合加入者の被扶養配偶者

② 退職 (健康保険任意継続被保険者になられた方を含む) 等により種別が1号に変更した方(従業員)は、14日以内に住所地の市役所、町村役場への届出が必要です。

③ 従業員の家族 (被扶養配偶者のみ) の国民年金第3号被保険者への変更は、「被扶養者 (異動) 届」との複写様式により、事業主を経由して社会保険事務所への届出が必要です。

④ 資格の届出が遅れると、老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない場合があります。